

パネルディスカッション

テーマ「自治体議会における議会改革の展望

～これまでの歩みと課題～

司会（尾崎議員）

それでは再開します。ここからは、「自治体議会における議会改革の展望～これまでの歩みと課題」をテーマに、パネルディスカッションに移らせていただきます。

先に私からパネルディスカッションの出演者をご紹介します。

まず、会場の皆様から向かって左側から、先程、ご講演いただきました東京大学大学院法学政治学研究科教授の 金井 利之様です。（拍手）続きまして、大阪府熊取町議会議長の渡辺 豊子様です。（拍手）生駒市議会議員の樋口 清士様です。

（拍手）上牧町議会議長の富木 つや子様です。（拍手）奈良県議会の神田 加津代議員です。（拍手）

パネリストのプロフィールは、お手元のプログラムをご覧ください、ここでの紹介は省略させていただきます。

ここからは、金井先生に進行をお願いしたいと思います。それでは、よろしくお願い致します。

金井教授；

それでは皆さんよろしくお願い致します。

後半のパネルディスカッションは私が司会進行をさせていただきます。よろしくお願い致します。

本日は議会改革に先進的に取り組んでおられる奈良県内外の自治体議会の議員の方々にお集まりいただきました。私の趣味でもありますが、早速にそれぞれの議会においてどのような取組をしているのかについて、改革に至る経緯、これまでどのような取組をされてきたのかについてご紹介をいただき、さらに現在、どのような課題をお感じになっているのか、限られた時間ですけれども教えていただければと思います。

まずは、渡辺議長からご紹介いただければと思います。

渡辺議長；

みなさん、こんにちは。大阪から来ました熊取町議会の渡辺でございます。

本日は第3回奈良県議会改革シンポジウムにパネリストとしてお招きいただきまして本当にありがとうございます。先進議会として、ご紹介いただきましたが、

悪い見本にならないように、少々心配ではございますが、最後まで頑張ってもらいます。よろしくお願いいたします。

最初に、熊取町についてご紹介させていただきたいと思います。本町は皆さまもご存知の関西国際空港があります泉佐野市の東隣に位置しております。人口は約4万4千人、大阪府内の町村の中では最大の人口の町でございます。京都大学原子炉実験所、大阪体育大学、大阪観光大学、関西医療大学と4つの大学がある学園文化都市でございます。教育・子育てのまち熊取をめざしております。京都大学原子炉実験所では中性子によるがん治療、ホウ素中性子捕捉療法（BNCT）といいまして、がん細胞だけを破壊し、正常細胞を傷つけないからだにやさしいがん治療を研究いたしております。現在、「関西イノベーション国際戦略特区」の認定を受けまして、大阪府と連携し、早期実用化にむけ取り組んでいるところでございます。また「大阪緑の100選」に選ばれている奥山雨山自然公園というのがありまして、1千本のさくらの木がございます。吉野山と比べると比べものになりませんが、町内では桜の名所として、さくらの季節にはたいへん賑わっております。どうぞ熊取町にも来ていただきたいと思います。

さて、本題の議会改革の経緯と取組と現在の課題についてですが、議会基本条例を平成20年3月の定例会で全会一致で可決し制定いたしました。制定までの経緯については、お手元の資料に載せております。平成18年当時、地方分権、地方分権改革などが叫ばれている中、議会の役割や定数、報酬について住民の皆さんからいろいろな意見が飛び交っていました。そんな中、先ほどの講師の先生のお話にもありましたように、北海道栗山町を行政視察した議員から議会基本条例の制定を求める声が上がりました。賛否両論ありましたが議会改革として、議会基本条例を制定する意見が多数を占め、平成18年12月議会で議会基本条例特別委員会を設置いたしました。平成19年1月より16回の打ち合わせ会を行いまして、条例の内容について協議をいたしました。そんな中、改選時期を迎えまして、区長連合会から議員定数削減を求める動きがありまして18名から2名削減し16名という形で削減をいたしました。さらに議会改革の必要性に迫られたわけでございます。平成19年5月改選後、改めて議会基本条例特別委員会を設置いたしました。平成19年8月に三重県伊賀市に、全議員で視察にまいりました。11回の特別委員会をとりまして、条例案をまとめ上げました。各自治会の会長さんや町内各種の団体さんに条例案を送付いたしまして、ご意見をお伺いいたしました。平成20年3月、「議会改革と議会基本条例について」をテーマにいたしまして、シンポジウムを開催いたしました。その時、伊賀市の前議長であります安本美栄子議員にご講演いただきました。そして、議会基本条例について住民にアピールをいたしました。平成20年3月定例会の追加議案として条例案

を上程し、全会一致で可決したというところが経緯でございます。

次に取り組み状況でございますが、議会基本条例を制定し、今年で7年目を迎えます。条例に基づいて、毎定例議会終了後に各自治会に赴いて議会報告会を開催してまいりました。資料の中に議会報告会を開催した結果を載せさせていただいております。定例議会ごとに議員が議会独自の観点から、「議会だより」を編集してきました。その中で議案の賛否については、議案ごとに議員の態度表を載せております。また議会質問につきましては、1問1答方式に変えまして、質問席も対面式に変えました。本会議も各委員会、議会運営委員会、議員全員協議会を原則公開といたしております。そして、公開の場における議員同士の自由討議も積極的に導入いたしました。現在まで6回の自由討議が行われております。また、町長等からの反問権も認めました。現在までに2回行使されております。平成21年より正副議長の選挙を立候補制とし、休憩中に所信表明を行い会議を開いて選挙をするという形に変えました。住民からの請願や陳情については、その提案者の意見を聞く機会を設けさせていただきました。各種団体との意見交換をする機会を設けることといたしまして、まず教育委員会との意見交換会については毎年、テーマを定めて意見交換会を行っております。

次に現在の課題についてですが、毎定例会ごとに行っている議会報告会ですが、資料3ページですが、資料にありますように全体的に参加数が減ってきている実態がございます。議会報告会について説明させていただきますと、熊取町は38の自治会がございます。現在、定数を削減いたしまして、14名の議員が1名欠員しており13名の議員ですが、13名の議員が3班に分かれて、毎定例会議会終了後、各自治会に出向いて議会報告会と意見交換会を行います。必ず年1回は各自治会で開催することになっているわけですが、最近は自治会単位とする行事が多くなりまして、自治会の方が負担になってきているのが実情でございます。区長連合会から議会報告会の開催方法について検討してほしいと要望を受け、現在検討中でございます。

二つ目の課題は議会報告会で賜った意見や要望を議会として政策提言や条例提案にまでまだ至っていないということでございます。今後は、政策検討委員会等を設置いたしまして、政策提言や条例提案をしていきたいと思っております。

三つめの課題は議会のインターネット中継でございます。議会のインターネット中継につきましては、町長や住民さんからの理解が得られておりません。議会でもアンケートを行ったわけですが、アンケートは2ページ目にあるわけなのですが、議会で行ったアンケートは議会報告会に参加してくださった方を対象にしておりまして、そうではなくて町が無作為に抽出してアンケートを取りました。そのアンケートの結果、不要という方が60%近くおられ、いまだに議会のイン

ターネット中継ができていない状況でございます。

以上三点が現在の課題でございます。以上が報告です。ありがとうございます。

金井教授；

ありがとうございました。手短にお話いただいたと思います。最初に熊取町のPRまでしていただきありがとうございます。

それでは生駒市の樋口さんお願いいたします。

樋口議員；

樋口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

時間も限られていますので説明に入らせていただきます。まず、生駒市での議会改革の経緯ということで、資料に年表を掲載させていただいています。

平成19年度、統一地方選挙の改選当時、いろいろ生駒市が新聞紙上を賑わせた事件がございまして、そこから主要な取り組みが始まりました。議会も変わっていかねばいけないという、当時当選された議員の中からもいろいろな声があり、当時私が副議長をさせていただいていたということもあり、もしこういう取り組みを進めていくのであれば、部分的な改善ではなく、少し風呂敷を広げてきっちりと改革メニューを出しながら取り組みを進めていく必要があるのではないか、ということを経長と相談いたしました。いろいろと事例を検索しながらラインナップを提案し、それぞれを議論し、できることをやっていくというスタンスでの取り組みが始まったということでございます。

年表の中に検討会の設置というのがあります。これは任意の会議体でございますが、この中でいろいろと議論し、できるところから進めてきました。代表的なものを資料で示しています。たとえば、委員会におけるテーマ別調査の実施とか、附属機関の参加抑制とかこういったことを実施してきたということでございます。

その後、平成23年度の改選後に、いよいよそういう成果を踏まえて、条例制定を目指し、議論を進めていこうということで、平成23年6月に議会改革特別委員会を設置いたしました。ここで前期から積み残された課題を議論しつつ、また、できるところからやっていくという同じスタンスでの取り組みを進めてまいりまして、その後、2年をかけて基本条例の制定というところまで持って行った、ということでございます。

条例制定に際しましては、条例案を特別委員会で作成し、それをもって市民向けの説明会をさせていただき、またあえてパブコメを実施し、そこでいろいろ意見をいただきながら条例制定にもっていったということでございます。

どういう取り組みをやっているのかという実績を資料2ページにしめし

ています。先ほど申し上げたように基本条例の特徴としてやれるところからやってきて、合意した事項について条例に盛り込んでいくということで、先に器を作ってそれに従って動いていくということではなくて、先に動きを作ってそれを条例という形に集約していくというスタイルで行ってまいりました。各項目についてはいろいろ想定している動き、実際に実行している動きが裏付けとしてあるとして、ご覧いただければと思います。

3ページ目から4ページ目にやってきたことについて取りまとめをさせていただきます。条例の構成に即して説明させていただきます。

大きくは市民と議会の関係、行政と議会の関係、議会の運営という3つの観点からいろいろな取り組みを進めています。市民と議会の関係でいきますと情報発信が一番大事だということで、議会改革の前から既にスタートしていた本会議のインターネット中継や、今期から取り組んでいる委員会のインターネット中継などがあります。また議会報の中でも議員の表決の結果を掲載するなど何点か改善をやってきているということです。広報が大事だということがありますので広報公聴委員会を設置しました。これまでは議会報編集委員会があり、議会報の編集だけを所管していたのですが、それを公聴という部分にも広げまして、広報公聴委員会を作って、その中で議会報告会、うちでは市民懇談会という名称で実施をしているのですけれども、これを企画運営していくというスタイルに変えてきております。市民懇談会につきましてもなかなか参加者を確保しにくいということも課題としてあるのですけれども、本市では年1回以上実施するというので、これまで定期的にとということではありませんが、年1回実施しております。開催の仕方についてはいろいろと工夫改善を進めてきました。昨年、平成25年度の実施に際しては、グループワーク、ワークショップ形式でやってみようということで、議員がコーディネーター、ファシリテーターになって、市民と円卓になってより近いところで、意見交換を実施させていただいた、ということもございません。

行政と議会との関係の中では試行的にはありますが、決算審査の中で事業評価をし予算に反映するというのを一度実施させていただいています。継続してはいないのですが、こういうことも実施させていただいている。

あと、政策立案、提言ということに関しましては、先ほど少し触れましたがテーマ別調査ということで常任委員会の中でテーマを設定して、政策提言の内容のとりまとめができるような枠組みを作っております。

また、議決事件の追加ということで、条例を制定いたしまして今は基本計画の議決を条例化したということでございます。議会運営に関しまして自由討議がございまして。これは過去にテーマ別調査をフリーでいろいろ議論しながら進めてき

ているのですけれども、議案審査に関しては実施できていないのが現状でございます。

調査機関の設置については、三重県議会に習いまして作りました。これまで専門的知見を活用するにあたって参考人制度の活用とか、地方自治法の100条の2の活用はしてきたのですが、なかなか小回りがきかないということからこういうものを設置できるようにいたしております。

危機管理に関して、災害対策本部を議会として作るという要綱を設置するなど、いろいろ取り組んできたものを条例の中に収めさせていただいているということでございます。

5ページ、6ページに課題ということで、今までやってきたことについて、この先やっていくべきだろうあるいはしていきたいという、これは議会の合意を得たものではございませんので、あえて私見と書いておりますが、それぞれ現在行っていることの延長線上でやっていくべきことをまとめさせていただいています。

いろいろやっていることを実際に上手に動かしていこうと思いますと、議員の能力向上が非常に大事になってきます。いろいろ上げていきますと、議員のいろいろな能力が問われるということで、実は一番大きな課題ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

金井教授；

ありがとうございました。いろいろ盛りだくさんの内容を手短にご紹介いただきました。

次は富木議長さんをお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

富木議長；

さっそくテーマ1の議会改革に至る経緯、これまでの取組状況、それから現在感じていることにポイントを絞りましてお話をさせていただきたいと思ひます。

はじめに、上牧町議会における議会改革は必要にせまられて、またやむにやまれない事情とその必然性から生まれたと申し上げて過言ではありません。町の行財政をどう立て直すのか、その取組そのものが議会改革の実践そのものであります。そういうことで前提にお話をさせていただきましたけれども、それでは資料にそって説明させていただきます。

資料の「上牧町議会の議会改革への歩み」をご覧ください。上牧町土地開発公社が破綻状態に陥ったことから、平成19年9月に上牧町財政問題特別委員会が議会内に設置されました。21年度決算で実質比率、公債比率が基準を超えまし

て、健全化団体に転落するまでの自体になりました。平成23年度11月に上牧町土地開発公社に関する個別監査、外部監査報告が行われ、その中で議会の監視機能が働いていなかったとの指摘を受けました。土地開発公社の役員は、町長以下の町幹部職員で構成しておりまして、議会にはほとんど情報が開示されておられませんでした。

しかし、予算制度として一般会計予算には債務負担行為として金融機関からの多額の借り入れに対する債務保証が計上されておりまして、そのようなことから議会がチェックをやろうと思えばできた、との指摘を受けたのです。これでは議会のいいわけは通用しないことになります。

上牧町がこのような状況の中、今中町長がまちづくり基本条例制定を公約にもりこみまして、平成21年3月に就任されました。そこで、議会もこのままではいけない、議会もなんとかしなければという危機感をもちました。平成24年3月議会で議会改革に取り組む決議をし、全会一致で4月に議長の諮問機関として議会改革検討委員会を起ち上げ、議会改革への取組を始めました。

一口に議会改革といっても、さまざまなテーマや方法があります。上牧町議会としての議会改革は、ひとつは議会報告会など実現可能な取組をすぐに実行すること、二つは議会基本条例を早期に制定することからはじめました。そのためには各先進地の議会の視察研修や研修会等への議員の派遣を行う一方で、議会基本条例の検討作業を急ぎました。

平成25年1月に第1回議会報告会を開催し、同年3月議会で議会基本条例を制定するところまでこぎ着けました。

取組状況ですが、議会基本条例の施行から、1年が経ち、今感じていることはこれまでと比べて明らかに変わりつつあることがいくつかあります。まず、議会と執行機関との関係で予算、決算をはじめとする議案の説明がとても丁寧になりました。議会自身では委員長報告を従来の事務局まかせではなく、委員会自らが質疑の内容について詳細に作成するようになりました。そのことは議会だよりの編集内容に及びまして、各議員の賛否行動の一覧を掲載するところにもつながることになりました。

上牧町の場合、やむにやまれない事情とその必然性があったということは、はじめにお話をさせていただきましたけれども、こうして議会改革に取り組んだことは本当に良かったと思います。中でも議会基本条例制定の効果は意外に大きく、議会も本当に変わることができるのだと実感しています。これからも議会基本条例を基本に議会改革を進めていくことで、町の再生を願う町民の期待に応えていきたいと思っております。

以上です。

金井教授：

ありがとうございました。上牧町の場合には土地開発公社の問題が非常に大きなきっかけになっていたということでした。こういう話があると非常にわかりやすいといえますか、議会改革の魂の一つが伺える。単に分権時代だからと言われると、全国一緒だろうということになりますが、大変貴重なお話を伺えたと思います。

それでは、本日の主催者であります奈良県議会の神田議員から奈良県議会についてご紹介いただければと思います。

神田議員：

みなさま、こんにちは。ご紹介いただきました県議会の神田加津代でございます。本日はご多忙の中大勢の方にご出席を賜りましたこと、主催者の一人として心より御礼申し上げます。ありがとうございます。

早速、先生からいただいたテーマ、議会改革に至る経緯と状況、現在取り組んでいる状況を皆さんに報告させていただきたいと思っております。ただ持ち時間が7分と聞いておりますので、たいへんわかりにくい部分もあるかもしれませんがご理解を賜りたいと思っております。

まず、奈良県議会での議会改革に至る経緯といたしましては平成22年12月に議会基本条例を策定いたしました。その後、議会改革推進会議、政策検討会議、この二つの機関を設けました。もちろん、議長の諮問機関でございますが、この二つの会議を制定していろいろと取り組んでまいったところでございます。

取組の状況については資料に記載しているとおりでございます。わかりやすく書かせていただいたと思うのですが、時間の都合上全部紹介するわけにはいきませんので、ピックアップして皆さまにご報告申し上げたいと思っております。

まず、1ページの議員の資質向上では、何回かの政策セミナーを開催して、議員全員そして理事者の参加も得て、しっかりとその場で勉強しているところでございます。そして、3ページの広報の充実でございますが、開かれた議会、議会を一人でも多くの市民、県民の皆さんに知っていただくということで、どの議会でもいろいろ取り組んでいただいているところでございます。奈良県議会でも、今年で3回目になりますが、奈良県高校生議会を開催いたしました。毎年夏休みの8月でございますが、今年も8月に予定をしております。これは、高校生に集まっていただいて、本会議場で質問提言を行っていただくのですが、素晴らしい質問提言がでございます。私達以上に地域のことをよく調べてくれていることもあり、議員も勉強させていただいているところでございますけれども、本会議場で

の質問、提言に加え、その後グループに分かれて高校生と議員が対談する意見交換会がありますので、たいへん有意義な時間をすごさせていただきました。こうして若い人たちにも議会の仕組みや取り組んでいる内容を知っていただきたいと思ひ、これからも続けていきたいと考えているところでございます。

そして、昨年、今年と2月議会で議場コンサートを開催しております。ご覧になっていただいた方もおられるでしょうか。本会議が午後1時から始まります。その30分前にコンサートを開かせていただいて、ふわーっとしたいい気分です次の本会議に入るということで、傍聴席も一杯で奈良県民の皆さんにもだんだん浸透していつているのではないかと考えております。

そして、基本計画についての取扱いについて、前回のシンポジウムでも、副議長の井岡正徳議員からご説明がありましたが、これがなんとかうまくまとまったのではないかと思います。それは6ページ、7ページに掲載しております。基本計画等の取扱いフロー図があります。左の細長い図は今までの議決までのやり方でしたが、この4年間で右の図のように提案されてから議決まで政策検討会議で2回検討する。もちろん執行機関の理解を得てのことですが、今までのやり方では審議期間も少なく、議員もしっかりと理解ができないということがありましたけれども、政策検討会議で2回の検討をさせていただくことで、しっかりと審議ができていると思います。また委員の中から忌憚のない意見が出て、特にパブリックコメント期間中、パブリックコメント期間前に委員会を開催いたしまして、委員の意見もうまく活用していただいているということでございます。これによって、委員間の中でも県民の皆さまにもそのへんのところご理解いただいているのではないかと考えております。

そして、この資料にはございませんが、県にはいろいろな審議会がございます。この審議会に常任委員会の委員長や県議会議員が参加している審議会がございますので、今までは議会に報告することはなかったのですが、議決することがありますので、今年の3月に議会改革推進会議の中で、審議会に参画している議員はそこで聞いてきたことを、しっかりと各派連絡会の中でその内容を報告しようということになり、これからそれが進んでいくと思います。

そして、他のパネリストの皆さんから出ておりましたが、もう一つは議会の監視機能のあり方に関するところでございます。議会のチェック機能をどのようにさせていただくかは、私達議員の大きな課題だったわけで、そのことについて、平成25年から有識者と3回の意見交換を実施して、政策検討会議のあり方とか議会の監視機能のあり方、特に決算審査特別委員会のあり方とはどういうものかということを検討している中で、議会の監視機能のあり方に関する調査研究業務、これを同志社大学地方自治研究会に委託した次第です。この3月にまとめをいた

できましたので、それを参考にこれからはこのまとめをどのように議会の中で、どの機関で検討していくのかも含めて、今後実施していくという流れになっているところでございます。

ざっとこんなところで取組でございますが、よろしくお願いたします。

金井教授；

どうもありがとうございました。

計画の議決というのは重要なテーマです。市町村だと基本構想の議決事件というのが外れましたので、むしろ自治体でどう考えて行くのかという重要な問題で、いろいろな問題が今後出てくると思います。

こうやって4つの議会から議会改革の現状をご報告いただいて、なるほどそれぞれに検討していくということがパネルディスカッションでは普通で、先進的な事例をそれぞれ持ち帰って、あるいはどうやったら上手くいきましたかという話になるのです。けれども、今回はさらに一步すすんで、やや上級編といいますか、そしてどうなったのかということをも第2テーマとして聞いてみたいと思います。

今回は議会改革の結果、実際の政策決定といいますか、自治体における意思決定においてどういうところが変わったのかについて、教えていただいたと思い、この二つ目のテーマを設定させていただきました。

第1巡のお話が、何をやったのかであれば、第2巡としては、議会改革としてやった結果、実際に政策はどう変わったのかをどういうふうにご覧になっているのかを、是非教えていただけたらと思います。熊取町の渡辺議長からお願いできればと思います。

渡辺議長；

一番難しいテーマでありまして、なかなかそこまでいっていないのが熊取町でございます。最初に、議会基本条例で仏を作って後から魂を入れていっているという感じなので、なかなか議会改革をすることによって政策決定にそういった改善があったかというところまで、いっていないのが現状でございますが、その中で今までいろいろ議決する段におきまして、賛成討論や反対討論があるわけですが、その討論する時に、反対討論はありましたが賛成討論はなかった、なぜ賛成したのか、なぜ反対したのか、反対討論があるなら賛成討論も必要だということで、賛成討論をちゃんとするようになったのは一つの改革かと思っております。

そして、今政策決定をする中で、公聴会や参考人制度を活用して、専門家の方の知見を討議の中に用いてということをも現在基本条例の中に唱っておりますが、

まだそこまで至っていないのが現状です。

そして自由討議も行っているわけですが、自由討議についてもそれぞれ自分の意見が正しいと思っておきまして、それぞれ自由討議の中で意見を聞き出しながら相手の批判をしている、本当に考え方の批判ではなく、相手の批判という形になっているところがまだまだと思うところがございます。

本当に合議制をもつての議会基本条例であります。まだまだ合議するところまで至っていないというところで、政策決定によって政策決定にどのような結果を出したかというところまでいっていないのが現状でございます。

一つは少し違う観点になるかと思いますが、議会報告会の中で、ご意見を伺っている中で、共通して住民の皆さんからいただいたご要望につきまして、これまではそれぞれの各議員が委員会で質問をし、要望をしていたわけですが、それもなかなかかなわなかったわけですが、今回、議会の意見として、議会の要望として「不燃ゴミの回収について」ですが、議会の要望書を提出させていただきました。それは、平成26年度から実施していただくことができるようになりました。それが議会報告会をして、議会として結果を出せた、改善があった一例でございます。

金井教授；

ありがとうございました。一つは賛成討論をするようになった、これは執行部側の立案の質を明らかに高めるわけです。今まではやっちゃえよという、いわば理由なき政策提案でした。

もう一つは不燃ゴミの回収の仕方自体が、議会報告会の中で政策提言として上がってきた。今までは陳情できたけれど、執行部側は一つの陳情で終わってしまったかもしれなかった。ところが、明確な政策の転換につながったというので、これはたいへん大きな貴重な成果だと思います。

あまり謙遜しない方がいいのではないかと思います。

それでは生駒市議会の樋口議員お願いします。

樋口議員；

私がまだ二期目で、議会改革が始まる前を知らないということで、比較が難しいところがあるのですが、事務局の職員と話をしまして、実際年を経る毎にどう変わってきているのかと考えますと、一つは議案修正に対する抵抗感がなくなってきたのではないかと思います。先ほど熊取町からありましたけれども、討論というのが活発に行われているということです。

議案審査に関しまして、非常に大事なところは相当きちぎちと審査をしている

ということもありますし、参考人を呼んだこともありますし、相当激しいやりとりをした中で、最終的に修正案を作って、それがまた市長の再議にかかるというところまで行った経験もあります。

このように審査プロセスがかなり充実してきているのではないかと思います。審査のプロセス、結果をきちっと説明できるように討論をきちっとするようになって、それを広めるための広報をしっかりとするようになりました。また、広報をしっかりとするということが逆に、説明責任を果たすための議論、審査、討論を行う動機付けにもなってきていると思います。

審査の充実ということで少し補足いたしますと、決算、予算は非常に大事な部分です。生駒市では決算審査については若干遅れていたのかと思うのですが、9月議会の中でできていなかったのです。会期が終わってから特別委員会をこしらえて10月、11月にやっていたのを9月定例会の中できっちり収めていくということで、時期をずらして、予算編成時期に合わせて議論の結果を行政側にお知らせすることができました。

また、予算に関しては常任委員会化して、補正予算については一括して取り扱うようにしたということもございます。さらに、審査を踏まえて修正案を提出できるように会期日程を少し変更したところなのですが、常任委員会ごとに決算審査の分科会が構成されていますが、分科会が終わった後、一日決算のための日を設けて、そこで修正等をかけられるようにしています。

それと、総合計画の議決化ということで、今まさに特別委員会を設置して、事前の調査という形で学識の方を呼んで、行政職員を呼んで、いろいろ説明をさせ、それを踏まえて各委員間での意見調整を行っているところでございます。このあたりが新しい取組としてやっているところでございます。

金井教授；

ありがとうございました。議案修正の抵抗がなくなったということは大きなことですね。今までですと執行部が出したのは修正することもあるわけで、政策論議が活発になった、それ以外でもいろいろ成果が出ているようです。

上牧町富木議長お願いします。

富木議長；

先ほどテーマ1でお話させていただきましたが、上牧町は平成25年3月に議会基本条例を制定いたしまして、同年4月から、議会基本条例の施行、運用改正をいたしました。そのような中で議会改革の結果、政策決定がどのように改善されたのかでございしますが、先の土地開発公社に関する議会議決や議会の基本条例

を制定してちょうど1年になります、1年運用しまして、政策決定のあり方が徐々に変わりつつあると実感しております。その中から二つお話をさせていただきます。

その中での一つは上牧町の場合、公社の借入額が一時期標準財政規模の50億円を上回るたいへん大きなものでございました。町が公社から引き継ぐ土地の処分に関し、議会決議で売却代金を一般財源化することなく、三セク債の償還にあてることを求めました。これがこの3月議会で制定された上牧町第三セクター等改革推進債償還基金条例につながったものでございます。

二つ目は議会基本条例では、議会は立案及び執行における論点及び争点を明らかにし、執行後は政策評価に進む審議に努める、また議会は町長に対し、施策別または事業別のわかりやすい政策説明資料の説明を求めると規定をいたしました。

この1年間の議会審議を通し、まだ十分ではありませんけれども、明らかに執行機関が議会基本条例を意識し、資料の提出や議案の説明に努力をしていることを肌で感じております。

議会としても、執行後も政策評価に耐えうる審議を意識して懸命に取り組んでいるところでございます、その現れとして平成26年度の予算に盛り込まれました議会インターネット中継とタブレット端末の導入がでございます。これは外からも見える議会をめざすということで、皆さんにより幅広く傍聴だけではなく、どこからでも議会の状況また議員の発言を、議員がどのような発言をしているのか、そのような議員自身の資質向上、また開かれた議会ということで、それがねらいで今回このようにタブレット端末、またインターネット中継の予算が盛り込まれたところでございます。

以上です。

金井教授；

ありがとうございました。上牧町の場合は、土地開発公社の問題が一つの起点になっていたということです。私がうまく聞き取れなかったのですが、3セク債条例というのは今年の3月にできたのですか。どのような内容ですか？

富木議長；

ご説明させていただきます。上牧町第三セクター等改革推進債償還基金条例の制定と言うことで、この3月議会で条例の制定をいたしました。内容といたしましては、公社から町に対しまして代物弁済で引き継がれた土地で売却可能な土地は、売却し、その代金を基本として積み立てて、ある程度まとまれば三セク債の繰り上げ償還に充当するという、このようなものでございます。

金井教授；

わかりました。ちゃんと借金を返すように使うということですね。

富木議長；

他に使わずに。きちりと条例を制定いたしまして、これをもとに償還をしていくという約束です。

金井教授；

ありがとうございます。わかりました。お金があるとつい他に使いたくなってしまうという人間の常なので、非常に重要なことかなと思います。

それでは、奈良県議会の神田議員お願いいたします。

神田議員；

二つほど特に申し上げたいと思います。

一つは資料5の1ページの2に討議等の充実というのがございます。私達の議会では5つの特別委員会を設置していますけれども、特別委員会の中では委員が自由に委員間討議というのですけれども、それを開催しているところです。もちろんこの時には執行部は退席しております。そのためでもあるのか、この時は活発な意見がたくさん出て、それがまた政策立案などに結びついていくということが、いい感じだなと思って、忌憚のない意見がたくさん出てまいります。そんなことが継続して討議が続いている中で、条例策定に結びついたこともあります。

もし、時間があれば一つ例を挙げたいと思いますがいいでしょうか。

5つの特別委員会の中に、地域交通対策等特別委員会がございまして、その中で委員間討議がいろいろ行われました。その中から1委員が福岡市の交通対策を紹介したことがきっかけで、福岡市に先進地視察を行い、奈良県の公共交通、バス路線の撤退についての問題意識を議論してきました。その中で、議員から生活交通の確保に関する条例について、考えてはどうかという発言があり、委員での議論を経て最終的に奈良県公共交通条例の策定へと結びついた次第です。議員発議の政策条例としては、はじめてのパブリックコメントとして実施しております。

このように条例策定に結びついております。

他にも委員会がありますけれども、これからこういうことが、他の委員会でも議員発議の条例策定に結びついてくるのではないのかと思っております。地域医療や観光、過疎南部の地域振興分野についてもいろいろ議論を行い、調査報告をとりまとめ、議員間で議論されておりました。先ほども申しましたように、政策

的課題を議会として表出する、表明する機会となっているものと思い、これからも取り組んで行きたいと思えます。生駒市でも議員間討議とおっしゃったと思いますが、とても有意義なことかと思っております。

そしてもう一つ議会改革の結果、どんないいことがあったかということでございました。先ほど申しましたけれども基本計画の取扱いについて、これは先ほどと重なりますが、今までだったら執行部側から出され、本会議に上程される。それを、該当する常任委員会に付託してそこで協議し、そして採決するという形になっておりましたが、先ほどの資料のフロー図を見ていただくと、それまでに政策検討会議の中で、委員の意見、それも忌憚のない意見、自分の思い、地元の思いをしっかりと盛り込んだ意見の交換ができ、それを今度執行部に返して、そこでまたその意見を参考にしたいいろいろな文面が出てまいります。そして、パブリックコメントの前に、政策検討会議を開きますので、その中の意見も当該計画に反映されている、そんなふうを考えています。

まだまだ計画の審議実績は少ないのですけれども今後この流れが定着し、議会での活発な議論につなげていきたい、つなげるようにしっかりと頑張っていきたいと思えます。細かいことはそれぞれありますけれども、大きくは県政の流れ、議会の流れというものが基本計画などの取扱いで随分変わってくるのではないかとと思っております。

金井教授；

ありがとうございます。議員間の忌憚のない自由な討議から課題ができて、議会として公共交通に関する条例というかたちで表明していく、これは本来議会のイメージですね。今までだと執行部が出した案を賛成するのが議会の仕事みたいな感じだったのですけれども、本来の議会のあり方に戻ってきたという気がいたします。

次は、第3巡目のテーマにいきたいと思えます。こうやって議会改革をして、その結果、政策のすべてではないのですけれども少しずつ変化のきざしが見えるということになるわけですが、住民はどう思っているのだろうか、ということです。住民からの信なくば立たずという、信頼と代表あつての議会でありますけれども、議会改革を経て住民から議会に対する視線はどうなったのか、非常に興味深いことだと思うのです。まず、熊取町の渡辺議長からお願いします。

渡辺議長；

住民からの評価でございますが、資料2の2ページを見ていただきたいと思います。議会基本条例を作って町議会が取り組んでいるのが、議会報告会と議会だ

よりの編集でありまして、それにつきまして平成23年8月から24年5月までの1年間、議会報告会を開催したところで、アンケート調査をさせていただきました。それについての一覧でございます。議会報告会の報告の内容について、どうかというところで、「よくわかった」、「普通」というかたちのものが過半数以上であったこと、参加してどうだったかというところで「よかった」というのがダントツになっていたところとかがうれしいなと思いました。

議会だよりにつきましても、議員の手作りですので、わかりにくい記事になっているのだと思うのですが、一般質問や会派質問等に興味をもっていただいていることがわかりましたし、議会だよりを読んだ感想として「議会のことを考えるようになった。」ということがダントツになっておりまして、取り組んできてよかったかなとアンケートを取って思いました。

住民さんにとって、身近な議会、わかりやすい議会、活力ある議会というものを、アンケートをとって見て、やっていかないといけないと実感したものでございます。

反面、議会基本条例を作ったきっかけは、議会の議員の定数や報酬について住民の方から声があがったことが大きな要因になったわけです。議会基本条例を作ってこのように議会報告会や、議会だよりを作っている中でも、議員定数削減また報酬削減の声はやまないというところが実態でございまして、今の社会情勢、経済情勢というものもあるのですが、そのところはなかなか結びつかないというのがあるのかと実感しております。

金井教授；

ありがとうございます。議会改革で一番深刻な問題は、議会のデフレスパイラルです。信用されないから定数を減らせという声がなかなか減らないということですね。熊取町も18人から14人までいってしまったので、住民の目線が非常にきびしいということでもありますけれども、一方では参加してくれてきた方からはだいぶ評価が変わってきていると思います。そう一朝一夕には住民の目線は変わらないということなのですかね。

それでは、生駒市の樋口議員お願いします。

樋口議員；

住民から議会改革を進めてきたことがどう評価されているか、実はあまりよくわかりません。定期的に意見を聞いているわけでもありませんし、調査をして定点観測しているわけでもありません。

ですが、ひとつ参考になる部分として申し上げますと、議会基本条例を制定す

る過程で、市民向けに説明会をすると、先ほど先生がおっしゃっていたように、メニューをクリアしているかどうかということで、反問権がないではないか、請願者が自由に発言できないではないか、だからだめだという厳しい意見をいただく場面がありました。

また、先ほど申し上げましたように再議があつて、議会の意思がとおらなかつたということに対して議会はいったい何をしているのか、情けないというご意見をいただきました。逆に、市長を応援している市民のご意見としては、議会は何も言わずに市長が出している議案をそのまま通していただければいいとおっしゃるのです。いろいろな意見があり、いろいろな見方もされていると感じているところです。

ただ、徐々に変わってきている、評価をされている面もありまして、たとえば市民懇談会を開催して、ご意見をアンケート票に書いていただいたりしているのですけれども、その中で、こういう機会を作っていただけてありがたい、これまでなかった取組だという評価は、市民懇談会を開催しはじめてから、継続的にいただいているご意見でもあります。去年ワークショップ形式でやった時には、参加された方の評価が非常に高かった。議員と近くでいろいろ意見交換をする、一方的でなく、通り一辺倒でなく、同じ場の中で意見交換をするということで、評価が高かった。やはり、そういう部分が求められているのかなと思います。

市民の意見を踏まえてきっちり審査していますという、アピールできるものがあつて、それがきっちり市民に伝われば、一定の評価を得られるのではないのでしょうか。先ほどの政策決定のプロセスにもつながると思うのですけれども、そういうものを合わせて、やっていくことで、市民の評価が徐々に変わっていくのではないかと、感じているところです。

金井教授：

市民もいろいろな方がおられます。いろいろな意見をどう対応するのか難しいのですね。もうひとつは、政治家としての市長をサポートする市民の側からいうと、議会は文句をいうな、だまっていると、なります。特に改革派の市長がいると、かえって議会の改革を市長に意見を言えば言うほど、市長の足をひっぱっているように見えてしまう。なかなか難しいものです。国での国会を強化することと内閣を強化することは実は矛盾するということと似ています。このあたりに関して、生駒市は一つの形をみつけていかなければならないと思いました。

次は、上牧町の富木議長お願いします。

富木議長：

先ほど、議会改革の結果、政策的なものをどう評価するかとありましたが、今度は住民からの議会への評価についてでございますが、上牧町の場合、議会報告会から見た住民との信頼関係ということでお話させていただきたいと思います。議会報告会が全国でも広がりを見せています。

私達は議会基本条例の制定に先駆けて平成25年1月には、先ほどもお話をさせていただきましたが、実現可能な取組、やれることはやっていこうということの意味で、平成25年1月に第1回目の議会報告会を実施いたしました。はじめてでしたけれども、いろいろ試行錯誤しながら自治会にもご協力をいただき、約60名の参加がありました。報告テーマは土地開発公社の解散と基本条例の内容の説明でございました。開催については町民から多くの評価をいただきました。開催回数については基本条例で年1回以上とあるのを2回以上の開催要望が多数を占める結果となりました。ある種のノルマが課せられたというか、そんな感じのものでご意見もいただきましたけれども、皆さんのご意見をしっかりとこれから反映して、今後につなげていかなければならないと思っています。

一般的に議会改革は、基本条例を制定することや運営方法を変えるということ、それ自体が議会改革のようにとらえているように思います。少し、生意気な言い方になりますけれども、議会基本条例は制定したけれども、実際に本日も金井先生がおっしゃっておられましたけれども、実際に行われていない、使われていない俗に言う、絵に描いた餅に終わっているという事例が全国でも見うけられているように思います。

私は政治は結果責任であると理解をしています。今日、地方自治においてもいろいろな地方の議会においても政治課題は山積しておりますけれども、制定した基本条例をしっかりと実行することによって、それが議会改革につながり、また住民にもっとも近い自治体の議会としてその責任を果たしていきたいとこのように決意を今新たにしております。

金井教授：

ありがとうございました。「議会改革に取り組む決議」や、土地開発公社解散に関するかなり重い附帯決議を出されて、ある意味、議会の決意が非常によく伝わってきます。最後に、奈良県の神田議員お願いいたします。

神田議員：

住民から議会への評価ですが、資料5の2ページ8に県民との意見交換の場などの設置ということなのですが、これについては声を小さめにしか報告できませ

んけれども、私達の議会でもこれについてはまだ検討中でございます。

住民の皆さんとの意見交換の場づくりは市町村議会の方達の方がひょっとしたらやりやすいのではないかなという、私の思いですけれども、そんな気がしているところですが、今県議員がそれぞれ地元で県政報告なり、あるいは住民懇談などを開催している中で、県の取組を皆さんにお知らせし、そして参加者の皆さんから、地元の皆さんからの意見を聞いて、そしてそれを県政に反映する、今はそういう形を皆さんだいたいとおられると思います。このことをこれからは議会とか行政、議員同士そういう人たちがどうのように共有していくか、議会全体として、県全体として課題をとりあげて、どう対応していくかが大きな課題であるのではないかと考えているところでございます。

そのためには、先ほども申しましたように、同志社大学地方自治研究会に委託し、とりまとめていただいた結果をこの資料のところにつけておりますけれども、決算審査特別委員会のあり方について本当に中身の濃い調査をしていただきました。その報告をしっかりと、議会の議員のものにして、どう取り組んでいくかということが、県民の皆さんの負託に、また期待に応えていけるのではないかと感じ、これからはそのとりまとめを参考にして、またいろいろな分野に取組を広げていきたいと考えております。

金井教授：

議会改革は一口にいいですが、市町村レベルと県議会では住民に対するコンタクトがかなり異なる難しい問題があるわけですね。市町村で作られた議会報告会のイメージでは、県議会レベルでは、間違いなく手が足りないという非常に大きな課題かと思っております。

何を改革するのか、改革してどうなったのか、そして住民にどうやってこれが伝わっているのか、もっと言えば住民から理解を得ているのか、ということがこれからの議会改革です。やっただけでほめられるという時代はもう終わっています。4つの自治体の方からたいへん貴重なお話がいただけたかと思っております。

皆さんのところにも持ち帰って、是非自分の自治体にふさわしい議会のあり方を検討していただければと思っております。

このところまでで、私の司会役は終わらせていただきまして、最後は尾崎議員の方へ司会をお譲りしたいと思います。よろしく申し上げます。

司会（尾崎議員）：

それでは、本日のテーマに関して、壇上の皆さまへのマイクをお持ちしますのでご質問がございましたら挙手の上2分程度でご発言をお願いいたします。なお、

発言にあたってはお名前と議員の方は所属議会名もあわせてお願いいたします。

参加者；

斑鳩町議会の木澤と申します。斑鳩町議会では議会基本条例を作っていないのですけれども住民懇談会を今年度からスタートしていこうと協議をしてきました。先ほど、熊取町議会では教育委員会とも懇談されていると報告されていたと思うのですけれども、私どもは住民団体という視点しかもっていませんでしたので、教育委員会と懇談をされるきっかけやどんなテーマで懇談されているのか、よろしければご参考にお聞かせいただきたいと思います。

渡辺議長；

教育委員会との懇談のきっかけは、議会から前議長が教育委員長に教育委員会としてどういうことをしているのかわからないという点もありまして、懇談会をとっていただきたいと要望いたしまして、それがきっかけで毎年1回教育委員会と議員との意見交換会をもつようになっております。最初は教育委員会のことなのですが、第2回目からは今問題になっているいじめ問題をテーマにし、そして、教育委員会制度の見直しもやっておりますことから、そういった教育委員会制度についての考え方とか、そして、年に1回各学校が行った施策の報告があるのですが、その報告書をもとに議員に教育委員からそのことにつきまして、説明いただくということをしながらか、それぞれの議会と教育委員会との立場を、すべて教育委員さんがわかっているのではないので、そこに学校の先生でもある事務局の教育委員に入ってもらわないと進まない部分もあるのですが、それぞれの意見交換をし、たいへん参考にさせていただいております。

学校のいじめ問題につきましてはいよいよ参考にになりました。どのように取り組んでいるのかがわかりました。

参加者；

失礼致します。広陵町議会の青木でございます。私も、熊取町の渡辺議長にお伺いしたいと思います。

私どもは、全議員14名で議会基本条例の策定のまっただなかでございますが、先進地の皆さまの話を聞いて、お聞きしたいと思います。

私の議会自身もまず議会議員だけの意識ではなしに、住民の皆さんにご理解ただいて、巻き込んでいくと言えは語弊があるわけですが、そのような形でやらせていただきたいと思っております。

それにつきまして、アンケートを見させていただきましたら、さすがに自治会

の関心度が高く、自治会長さんのすすめもあれば、非常に効果的な感じも出ていました。そして各種団体へのアンケートや町ホームページで条例素案の掲載があり、メール等による意見募集をされたといっておられました。これについてはどのような反応があったのか、メールの量などいろいろあると思うのですが、お聞きしたいと思います。

渡辺議長：

今ご質問いただきました件は、議会基本条例を制定するまでのことでありまして、議会基本条例案を各自治体、各団体の長の方にこういう議会改革をしたいということで条例案を送付させていただいてご意見を伺ったということでございます。平成20年3月に制定いたしましたので、その前にこの案ができた段階で意見をお伺いさせていただいたものでございます。アンケートにつきましては送ったのが46件で、回答がありましたのが27件、回収率59%というところでアンケートの回答をいただきました。中では、たいへん期待するというお声がありましたので、住民の方からのご賛同もあって議会基本条例を制定するという方向になったというものでございます。

参加者：

結構反応があったということですね。

渡辺議長：

はい。

参加者：

ありがとうございました。

参加者：

王寺町議会の鎌倉と申します。よろしく申し上げます。

今、王寺町でも基本条例の策定まっただ中で、ちょっと最終先が見えてきたかなというところに来ております。その中で、報告会を盛り込んでいこうという議員の意見があり、これについては富木議長のおられる上牧町や平群町といった近隣の町の条例や栗山町など先進の条例を参考にしながら、町独自のものを作ろうと今頑張っているところです。報告会については、「そんなん言うてもできるのか」という意見が出ています。先ほど熊取町議会のお話からは、報告会は議会ごとに行われている、それから自治会単位で行われている、3班に分かれておこなわれ

ているということですが、3班に分かれる時にどういったことを報告するのか調整はされるのかどうか。それから参加人数が延べ人数だとしたら、ちょっと少ないような気がするのですが同じような人が来ているのか、いろいろ入れ替わって来てらっしゃるのか。もし感触だけでもわかれば、報告会に出席されているメンバーのことを熊取町の渡辺議長にお聞きしたいです。

上牧町の富木議長に、報告会に60名の参加があった、それから制定されてからまた開催されておられますよね、直近の住民の参加率や反応といったものを教えていただければと思います。

よろしくお願いします。

渡辺議長：

議会報告会での報告資料としましては、議会だよりを資料といたしております。議会だよりを全部言っていたら時間がないので、議会報告会は1時間半でやっておりまして、最初の30分は議会だよりの内容を抜粋して、どの部分を報告するかは3班わかれている班長さんと協議しまして、この分は報告しようとして決めています。30分間で報告をして、あとその分のご質問を受けさせていただき、その後30分程度で意見交換とその他の案件のご質問をお伺いしているという形で議会報告会に参加してくださっている方は、この資料の3ページに各議会38自治会それぞれ10人前後でございます。

多いところから少ないところがありますが、その都度によって違います。自治会長さんがお声がけをしてくださるので、自治会長が力をいれてたくさん声をかけてくださったら30人ぐらい来てくださるし、回覧板も回していただいているわけですが、そういうところで温度差がありまして、興味がある方は毎回来てくれる場合もあります。おっかけみたいに来てくれる住民さんもおられます。

富木議長：

上牧町の議会報告会は、先ほどもお話させていただきましたけれども、平成25年1月の第1回では、土地開発公社の解散と第3セクター等改革推進債の借入れについて、また議会基本条例の制定ということでテーマを絞りまして、その時は60名の参加がございまして、保健センターで開催させていただきました。自治会のご協力等をいただき、先ほどの熊取町と同じように回覧を回していただきました。各議員がまた地域の方々にお知らせするというところでさせていただきました。

60人ということで、上牧町については財政問題がありましたので、興味をもって参加していただいたと思います。

第2回目は平成25年の4月以降10月に議会報告会を開催させていただいております。その時も、議会基本条例の施行と今後の議会改革の取り組みについて、それから土地開発公社の解散と3セク債の借り入れ、また平成24年度の決算審査と今後の課題ということで9月議会の決算審査の報告をテーマにさせていただきました。2回目ということで前回と同じような自治会へお知らせし、議員自身もお知らせをするという形をとりまして、議会だよりの中にも掲載し呼びかけをさせていただきました。この時は30名弱でほぼ半分ぐらいの方々に来ていただきました。ちょっといいわけがましいのですけれども、たまたま他の行事と重なっていたのですが、このときに今後の周知の仕方、それから自治会への協力、それから各組織の方々のご協力をいただかなければならないということで、今後の課題として残っています。

参加者；

どうもありがとうございました。これからも王寺町も頑張っていきたいと思えます、よろしくをお願いします。

司会（尾崎議員）；

予定している時間がきましたのでこれを持ちましてパネルディスカッションを終了させていただきます。

金井先生、パネリストの皆さまありがとうございました。壇上の皆さまにもう一度大きな拍手をお願いします。

以上をもちまして、第3回奈良県議会改革シンポジウムを終了させていただきますと思います。本日は最後までお付き合いいただきましてありがとうございました。